

労働安全衛生法に定める各種免許に係る都道府県労働局長による取消事由の追加について

## 1 改正の趣旨

労働安全衛生法に定める各種免許の所持者から、免許の取消しを受けたい旨の申出があった場合の取扱いについて、規定の整備を行ったものです。

## 2 改正の内容及び留意事項

### (1) 労働安全衛生規則第 66 条関係

都道府県労働局長が、免許を取り消し、又は期間を定めて免許の効力を停止することができる場合として、免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があったときを追加しました。

現に複数の免許を受けている者について、その免許の一部を取り消した場合には、労働安全衛生規則第 68 条第 2 項に基づき免許証の再交付を行うこととなるが、当該取消しの申請は、免許証の再交付を受けることを目的とするものではないことから、労働安全衛生法第 112 条第 1 項第 9 号の免許証の再交付を受けようとする者には該当せず、同条の規定による手数料の納付は不要であります。なお、取消しの申請を行う場合であっても、同時に、氏名、本籍地等の変更について免許証の書替えを受けようとするとき又は免許証の紛失若しくは滅失を事由として再交付を受けようとするときは、同条の規定による手数料の納付が必要です。

### (2) 労働安全衛生規則様式第 13 号関係

「現に受けている免許の種類」及び「取消しを申請する免許の種類」欄に関して、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和 63 年労働省令第 24 号）による改正前の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）に基づく衛生管理者の免許については「一衛生管理」を選択すべきものです。また、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（昭和 53 年労働省令第 35 号）による改正前の労働安全衛生規則に基づく揚貨装置運転士免許、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許については、それぞれ「揚貨措置」、「クレ・デリ」、「移クレーン」又は「(デリック)」に加え、「(玉掛)」を選択すべきものです。

「免許の種類」欄には、これにならって記載願います。

備考 4 の「免許証等」の「等」には、申請に基づき全ての免許の取消しをした場合における当該処分の結果を通知するための書面があります。